

## 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う 金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令の概要

### I 改正対象

以下の 33 本の内閣府令の一部を改正する。

- 1 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）
- 2 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和 47 年大蔵省令第 26 号）
- 3 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）
- 4 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 22 号）
- 5 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号）
- 6 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号）
- 7 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 36 号）
- 8 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成 14 年内閣府令第 45 号）
- 9 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
- 10 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 53 号）
- 11 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 54 号）
- 12 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成 17 年内閣府令第 17 号）
- 13 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号）
- 14 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）
- 15 投資信託財産の計算に関する規則（平成 12 年総理府令第 133 号）
- 16 投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）
- 17 銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）
- 18 長期信用銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 13 号）
- 19 信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 19 号）
- 20 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 9 号）
- 21 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成 5 年大蔵省令第 10 号）
- 22 保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）
- 23 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 82 号）
- 24 証券取引等監視委員会の職員が検査及び反則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成 4 年大蔵省令第 68 号）
- 25 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成 4 年大蔵省令第 69 号）
- 26 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 15 号）
- 27 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 16 号）
- 28 資産の流動化に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 128 号）

- 29 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年内閣府令第 13 号）
- 30 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令
- 31 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年内閣府令第 21 号）
- 32 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成 18 年内閣府令第 416 号）
- 33 金融庁組織規則（平成 10 年総理府令第 81 号）

## Ⅱ 改正内容

### 1. 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正

#### 1. プロ向け市場の創設

##### (1) 譲渡制限契約の内容

「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」の要件である譲渡制限契約の具体的な内容は、次の事項とする。ただし、契約を締結する当事者の決定により、②の事項の全部又は一部を定めないことができることとする（第 11 条の 2・第 13 条の 2）。

- ① 特定投資家等以外の者に譲渡を行わないこと
- ② 次の場合には、特定投資家等以外の者に譲渡することができること
  - イ 公開買付けに応じて株券等を公開買付者に譲渡する場合
  - ロ 持株会に株券等を譲渡する場合
  - ハ 当該有価証券の発行者、当該発行者の総株主等の議決権の過半数を所有している役員（「特定役員」）、特定役員がその総株主等の議決権の過半数を所有している法人等（「被支配法人等」）、特定役員とその被支配法人等が合わせてその総株主等の議決権の過半数を所有している法人等（「被支配法人等」とみなす。）に譲渡する場合
  - ニ 当該発行者の親会社に譲渡する場合

##### (2) 「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」の要件

株券、外国出資証券、新株予約権等が付された有価証券以外の有価証券に係る「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」の要件を、有価証券の種類ごとに定める（第 11 条の 3・第 13 条の 3）。

- ① 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）、コマーシャル・ペーパー（これらの性質を有する外国証券を含む。）、投資信託・外国投資信託の受益証券等
  - イ 当該有価証券と同一種類の有価証券が継続開示義務の対象となっているものでないこと
  - ロ 譲渡制限契約（(1)に定める事項を内容とするもの。以下同じ。）を締結することを取得・買付けの条件として、取得勧誘・売付け勧誘等が行われること
- ② 有価証券信託受益証券
  - イ 当該有価証券と同一種類の有価証券が継続開示義務の対象となっているものでないこと。
  - ロ 譲渡制限契約を締結することを取得・買付けの条件として、取得勧誘・売付け勧誘等が行

われること

ハ 次のいずれかに該当すること

- a 当該受託有価証券が株券、外国出資証券である場合で、当該株券又は当該外国出資証券と同一種類の有価証券が継続開示義務の対象となっているものでないこと
- b 当該受託有価証券が新株予約権等の付された有価証券である場合で、当該有価証券及び当該新株予約権等の行使により取得される株券と同一種類の有価証券が a の要件に該当すること
- c 当該受託有価証券が a 又は b 以外の有価証券であって、当該有価証券と同一種類の有価証券が継続開示義務の対象となっているものでないこと

③ カバードワラント、預託証券、EB債等

イ 当該有価証券と同一種類の有価証券が継続開示義務の対象となっているものでないこと

ロ 譲渡制限契約を締結することを取得・買付けの条件として、取得勧誘・売付け勧誘等が行われること

ハ 次のいずれかに該当すること

- a 当該有価証券に表示される権利等が株券、外国出資証券に該当する場合で、当該株券又は当該外国出資証券と同一種類の有価証券が継続開示義務の対象となっているものでないこと
- b 当該有価証券に表示される権利等が新株予約権等の付された有価証券である場合で、当該有価証券及び当該新株予約権等の行使により取得される株券と同一種類の有価証券が a の要件に該当すること
- c 当該有価証券に表示される権利等が a 又は b 以外の有価証券であって、当該有価証券と同一種類の有価証券が継続開示義務の対象となっているものでないこと

④ 新株予約権等が付された有価証券の性質を有する外国証券

イ 当該有価証券及び当該有価証券に表示された権利の行使により取得される株券と同一種類の有価証券が継続開示義務の対象となっているものでないこと

ロ 譲渡制限契約を締結することを取得・買付けの条件として、取得勧誘・売付け勧誘等が行われること

## 2. その他

国内の投資運用業者が関係外国運用業者（投資運用業の海外親子会社）からの委託を受けて証券会社へ取引所取引を発注する行為は、第一種金融商品取引業の適用除外とされている。当該適用除外の範囲について、証券会社を相手方とする取引所外取引や店頭デリバティブ取引、外国取引所取引の発注に拡大する（第16条）。

## 2. 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正

### 1. プロ向け市場の創設

(1) 外国債等に係る特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続

- ① 特定上場有価証券（いわゆるプロ向け市場に上場している有価証券）で外国債等に該当する

もの及び特定店頭売買有価証券（プロ向けの店頭売買有価証券市場においてのみ取引される有価証券）で外国債等に該当するものについては、「多数の特定投資家に所有される見込みが少ないもの」として「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の承認を受けることができないこととする（第1条の5）。

- ② 「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の承認の手續として、当該承認申請書に申請時における当該外国債等の所有者の名簿の写し等を添付して財務局長等に提出することとする（第1条の6）。

（2）外国債等に係る届出を要しない「特定投資家向け有価証券」の一般投資家向け勧誘

発行者による届出（有価証券届出書等の提出）がなされていなくても「特定投資家向け有価証券」の一般投資家に対する勧誘（「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」）を行うことができる場合は、「特定投資家向け取得勧誘」（いわゆる特定投資家私募）・「特定投資家向け売付け勧誘等」（いわゆる特定投資家私売出し）が行われたことにより「特定投資家向け有価証券」に該当することとなった外国債等<sup>(注)</sup>について、その該当することとなった日から起算して1年間を経過する日までの間に勧誘を行う場合とする（第1条の7）。

（注）「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」により「特定投資家向け有価証券」に該当することとなる既発行の同種の有価証券の範囲は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第12条第1項各号に定める事項が同一である外国債等と定める（第1条の8）。

（3）外国債等の特定投資家向け勧誘等に係る告知

- ① 特定投資家向け勧誘等（「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」・「特定投資家向け有価証券」の転売勧誘）に係る告知の方法は、次のとおりとする（第11条の13の2第1項）。

イ 取引所金融商品市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等は、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う等、当該金融商品取引所の定める規則において定める方法による。

ロ 店頭売買有価証券市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等は、当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う等、当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法による。

ハ イ又はロの場合以外の場合は、売付け勧誘等（有価証券交付勧誘等）を行う者が自ら、又は他の者に委託して行う方法による。

- ② 告知の主な内容は、次のとおりとする（第11条の13の2第2項・第3項）。

イ 特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等に関し届出が行われていないこと

ロ 「特定投資家向け有価証券」に関して開示が行われていないこと（「特定投資家向け有価証券」の転売勧誘を行う場合）

ハ 当該外国債等が「特定投資家向け有価証券」に該当し、又は該当することとなること

ニ 特定投資家等以外の者に譲渡しない旨を内容とする契約の締結が取得・買付けの条件であること

ホ その勧誘が、届出を要しない特定投資家等取得有価証券一般勧誘である場合にはその旨

- へ 当該外国債等について一般投資家向け勧誘の制限等の規制があること
- ト 当該外国債等について既に特定証券情報・発行者情報等が公表されている場合にはその旨
- チ 当該外国債等の所有者に発行者情報の提供又は公表が行われること

## 2. 有価証券報告書等の提出期限の延長の承認の手続

やむを得ない理由により有価証券報告書等の提出期限延長に係る承認申請を行う場合は、承認を受けようとする期間、承認を必要とする理由、承認を受けた旨を公表する方法等を記載した承認申請書に当該理由を証する書面を添付して、財務局長等に提出しなければならないこととする（第13条、第14条の4）。

## 3. 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正

### 1. プロ向け市場の創設

#### (1) 特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続

- ① 特定上場有価証券（いわゆるプロ向け市場に上場している有価証券）及び特定店頭売買有価証券（プロ向けの店頭売買有価証券市場においてのみ取引される有価証券）については、「多数の特定投資家に所有される見込みが少ないもの」として「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の承認を受けることができないこととする（第2条の5）。
- ② 「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の承認の手続として、当該承認申請書に定款（これに準ずるもの）及び申請時における株主名簿（優先出資者名簿等）の写しを添付して財務局長等に提出することとする（第2条の6）。

#### (2) 届出を要しない「特定投資家向け有価証券」の一般投資家向け勧誘

発行者による届出（有価証券届出書等の提出）がなされていなくても「特定投資家向け有価証券」の一般投資家に対する勧誘（「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」）を行うことができる場合は、次のとおりとする（第2条の7）。

- ① 「特定投資家向け有価証券」の発行者、当該発行者の役員であつて当該発行者の総株主等の議決権の過半数を所有する者（「特定役員」、特定役員がその総株主等の議決権の過半数を所有する法人等（「被支配法人等」、特定役員とその被支配法人等が合わせてその総株主等の議決権の過半数を所有している法人等（「被支配法人等」とみなす。））に対して勧誘を行う場合
- ② 「特定投資家向け有価証券」の発行者の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義で所有する会社に対して勧誘を行う場合
- ③ 「特定投資家向け取得勧誘」（いわゆる特定投資家私募）・「特定投資家向け売付け勧誘等」（いわゆる特定投資家私売出し）が行われたことにより「特定投資家向け有価証券」に該当することとなった有価証券<sup>(注)</sup>について、その該当することとなった日から起算して1年間を経過する日までの間に勧誘を行う場合

(注) 「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」により「特定投資家向け有価証券」に該当することとなる既発行の同種の有価証券の範囲は、金融商品取引法第二条に規定する定

義に関する内閣府令第12条第1項各号に定める事項が同一である有価証券とする（第2条の8）。

(3) 特定投資家向け勧誘等に係る告知

① 特定投資家向け勧誘等（「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」・「特定投資家向け有価証券」の転売勧誘）に係る告知の方法は、次のとおりとする（第14条の14の2第1項）。

イ 取引所金融商品市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等は、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う等、当該金融商品取引所の定める規則において定める方法による。

ロ 店頭売買有価証券市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等は、当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う等、当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法による。

ハ イ又はロの場合以外の場合は、売付け勧誘等（有価証券交付勧誘等）を行う者が自ら、又は他の者に委託して行う方法による。

② 告知の主な内容は、次のとおりとする（第14条の14の2第2項・第3項）。

イ 特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等に関し届出が行われていないこと

ロ 「特定投資家向け有価証券」に関して開示が行われていないこと（「特定投資家向け有価証券」の転売勧誘を行う場合）

ハ 当該有価証券が「特定投資家向け有価証券」に該当し、又は該当することとなること

ニ 特定投資家等以外の者に譲渡しない旨を内容とする契約の締結が取得・買付けの条件であること

ホ その勧誘が、届出を要しない特定投資家等取得有価証券一般勧誘である場合にはその旨

ヘ 当該有価証券について一般投資家向け勧誘の制限等の規制があること

ト 当該有価証券について既に特定証券情報・発行者情報等が公表されている場合にはその旨

チ 当該有価証券の所有者に発行者情報の提供又は公表が行われること

(4) 「特定投資家向け有価証券」に係る外形基準（有価証券報告書の提出義務要件）

いわゆる外形基準（金商法第24条第1項第4号）により有価証券報告書の提出義務が生じることとなる株券等の所有者の数について、その数から控除する特定投資家の数を①から③を合計した数とする（第15条の4）。

① 適格機関投資家、国及び日本銀行の数

② 金商法第2条第31項第4号に規定する特定投資家（上場会社等）（申出により一般投資家として取り扱われていることを発行者が知っている者を除く。）の数

③ 申出により特定投資家として取り扱われていることを発行者が知っている者の数

2. 有価証券報告書等の提出期限の延長の承認の手続

やむを得ない理由により有価証券報告書等の提出期限延長に係る承認申請を行う場合は、承認を受けようとする期間、承認を必要とする理由、承認を受けた旨を公表する方法等を記載した承認申請書に定款（これに準ずるもの）及び当該理由を証する書面を添付して、財務局長等に提出しな

ればならないこととする（第15条の2、第15条の2の2、第17条の4、第17条の15の2、第19条の6）。

### 3. 臨時報告書の記載事項

種類株式発行会社が株券等の発行に関する臨時報告書を提出する場合には、①株式の内容、②株式の種類ごとに異なる単元株式数を定めている場合には、その旨及びその理由を記載しなければならないこととする（第19条第7項）。

### 4. 有価証券届出書の記載事項

有価証券届出書の様式（「証券情報」の「新規発行株式」欄及び「企業情報」の「発行済株式」欄）及び外国会社に係る有価証券報告書等の様式（「企業情報」の「発行済株式」欄）に株式の内容等を種類ごとに記載するための「内容」欄を新設する。

また、有価証券届出書、有価証券報告書等の様式中「記載上の注意」を整備し、種類株式発行会社である場合に、種類株式の全体についての記載を求めることとする（第二号様式等）。

## 4. 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正

### 1. プロ向け市場の創設

#### （1）特定有価証券に係る特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続

- ① 特定上場有価証券（いわゆるプロ向け市場に上場している有価証券）で特定有価証券に該当するもの及び特定店頭売買有価証券（プロ向けの店頭売買有価証券市場においてのみ取引される有価証券）で特定有価証券に該当するものについては、「多数の特定投資家に所有される見込みが少ないもの」として「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の承認を受けることができないこととする（第4条の2）。
- ② 「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の承認の手続として、当該承認申請書に定款（約款等又はこれらに準ずるもの）及び申請時における当該特定有価証券の所有者の名簿の写し等を添付して財務局長等に提出することとする（第4条の3）。

#### （2）特定有価証券に係る届出を要しない「特定投資家向け有価証券」の一般投資家向け勧誘

発行者による届出（有価証券届出書等の提出）がなされていなくても「特定投資家向け有価証券」の一般投資家に対する勧誘（「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」）を行うことができる場合は、「特定投資家向け取得勧誘」（いわゆる特定投資家私募）・「特定投資家向け売付け勧誘等」（いわゆる特定投資家私売出し）が行われたことにより「特定投資家向け有価証券」に該当することとなった特定有価証券<sup>(注)</sup>について、その該当することとなった日から起算して1年間を経過する日までの間に勧誘を行う場合とする（第4条の4）。

（注）「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」により「特定投資家向け有価証券」となる既発行の同種の有価証券の範囲は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第12条第1項各号に定める事項が同一である特定有価証券と定める（第4条の5）。

(3) 特定有価証券の特定投資家向け勧誘等に係る告知

① 特定投資家向け勧誘等（「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」・「特定投資家向け有価証券」の転売勧誘）に係る告知の方法は、次のとおりとする（第19条の2第1項）。

イ 取引所金融商品市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等は、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う等、当該金融商品取引所の定める規則において定める方法による。

ロ 店頭売買有価証券市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等は、当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う等、当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法による。

ハ イ又はロの場合以外の場合は、売付け勧誘等（有価証券交付勧誘等）を行う者が自ら、又は他の者に委託して行う方法による。

② 告知の主な内容は、次のとおりとする（第19条の2第2項・第3項）。

イ 特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等に関し届出が行われていないこと

ロ 「特定投資家向け有価証券」に関して開示が行われていないこと（「特定投資家向け有価証券」の転売勧誘を行う場合）

ハ 当該特定有価証券が「特定投資家向け有価証券」に該当し、又は該当することとなること

ニ 特定投資家等以外の者に譲渡しない旨を内容とする契約の締結が取得・買付けの条件であること

ホ その勧誘が、届出を要しない特定投資家等取得有価証券一般勧誘である場合にはその旨

ヘ 当該特定有価証券について一般投資家向け勧誘の制限等の規制があること

ト 当該特定有価証券について既に特定証券情報・発行者情報等が公表されている場合にはその旨

チ 当該特定有価証券の所有者に発行者情報の提供又は公表が行われること

## 2. 有価証券報告書等の提出期限の延長の承認の手続

やむを得ない理由により有価証券報告書等の提出期限延長に係る承認申請を行う場合は、承認を受けようとする期間、承認を必要とする理由、承認を受けた旨を公表する方法等を記載した承認申請書に定款（約款又はこれらに準ずるもの）及び当該理由を証する書面を添付して、財務局長等に提出しなければならないこととする（第24条、第24条の2、第27条の4）。

## 5. 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正

### 1. 株券等に含めない有価証券の範囲

その買付け等を公開買付けによらなければならないこととなる「株券等」に含めない有価証券として、株券等信託受益証券及び株券等預託証券のうち、議決権のない株式に係るもの等を追加する（第2条）。

## 2. 投資証券等に係る規定の整備

株券等所有割合の計算等における株券等の数、株券等に係る議決権の数の算定について、株券等が投資証券等であるときは、それぞれ、投資口の数、投資口に係る議決権の数とすることとする（第8条第3項、第9条の6）。

## 3. 公開買付説明書の交付方法

公開買付説明書の電磁的方法による交付方法に、買付者等の閲覧ファイルを株券等の売付けを行うおとす者に閲覧させる方法等を追加することとする（第33条の2）。

## **6. 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正**

公開買付説明書の電磁的方法による交付方法に、発行者等の閲覧ファイルを上場株券等の売付けを行うおとす者に閲覧させる方法等を追加することとする（第25条の2）。

## **7. 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正**

### 1. 大量保有報告書等の添付書類

大量保有報告書・変更報告書の添付書類として、提出者のために取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者の名称等を記載した書面を定める（第2条第2項・第8条第2項）。

### 2. 投資証券等に係る規定の整備

株券等保有割合の計算における株券等の数の算定について、株券等が投資証券等であるときは、投資口の数とすることを定める（第5条）。

## **8. 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部改正**

「EDINET」に係る登録届出手続について、以下の改正を行う（第2条）。

- (1) 電子開示手続・任意電子開示手続（金商法第27条の30の2）を行うための届出において、電子開示システム届出書に添付して提出しなければならない書類に「登記事項証明書又はこれに準ずるもの（提出日前3月以内に交付されたものに限る。）」を追加する（第2条第4項）。
- (2) (1)の届出を行った者は、電子開示システム届出書が受理された日から起算して3年を経過するごとに、その3年を経過した日から1月以内に、当該届出において電子開示システム届出書に添付して提出しなければならない書類と同種の書類を財務局長等に提出しなければならないこととする（第2条第6項）。

### **【経過措置】**

開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の施行前に（１）の届出を行った者が、施行日から１月間において、「登記事項証明書又はこれに準ずるもの」を提出したときは、その提出日に改正後の（１）の届出を行ったものとみなすこととする。

## 9. 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正

### 1. いわゆるプロ向け市場の創設

#### （１）特定投資家向け有価証券の売買等が制限されない者

金融商品取引業者等が特定投資家向け有価証券の売買等を行ってはならない「一般投資家」から除外される者として、特定投資家向け有価証券の発行者のオーナー、親会社及び役員持株会等を規定する（第 125 条の 2）。

#### （２）特定投資家向け有価証券の売買等の制限の適用除外

特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外として、勧誘に基づかない一般投資家のために行う売付けの取次ぎ、一般投資家が行う公開買付けに係る株券等の売付け等を定める（第 125 条の 3）。

#### （３）勧誘を行わない特定投資家向け有価証券の取引に関する告知義務

勧誘を行わない特定投資家向け有価証券の取引に係る告知は、契約を締結するときまでに行うこととする。また、告知事項として開示が行われている場合に該当しないこと、転売制限があること等を定める（第 125 条の 5）。

#### （４）特定投資家向け有価証券の取引契約の申込みを初めて受けた場合における告知義務

告知事項として、特定投資家向け有価証券の発行者は、有価証券報告書等の提出義務を負わないこと、金融商品取引業者等は、原則として、一般投資家を相手方として特定投資家向け有価証券の売買等を行うことができないこと等を定める（第 125 条の 6）。

#### （５）その他特定投資家向け有価証券に係る規定の整備等、所要の規定の整備を行う。

### 2. その他

（１）引受け・募集・売出し・私募の取扱いの場合には、事前に十分な協議が行われることから、発行体・所有者に対する契約締結前交付書面の交付を不要とする（第 80 条）。

（２）公開買付けの場合には、厳格な手続が定められていること等から、公開買付者に対する契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の交付を不要とする（第 80 条、第 110 条、第 111 条）。

## 10. 金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正

### 1. プロ向け市場の創設に伴う店頭売買有価証券市場に係る規定の整備

プロ向けの店頭売買有価証券市場における買付けの委託をすることができる者（プロ向け有価証券の発行者並びにそのオーナー、親会社及び役職員持株会等）を定める（第1条の2）。

## 11. 金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正

### 1. いわゆるプロ向け市場の創設

#### (1) 自主規制業務の範囲の見直し

特定証券等情報、発行者等情報等の「提供」に係る審査についても、その公表に係る審査と同様に金融商品取引所の自主規制業務に含める（第7条第4号）。

#### (2) プロ向け市場に関し自主規制法人以外の者に委託することのできる自主規制業務（特定業務） 金融商品取引所がプロ向け市場に関して自主規制法人以外の者に委託することができる自主規制業務として、

- ① 上場・上場廃止のための基準等に適合するかどうかの調査
- ② 情報の開示・提供がその審査を行うための基準に適合するかどうかの調査等に関する業務を定める。（第7条の2）

#### (3) 特定業務を委託する場合に金融商品取引所が講ずべき措置

金融商品取引所がプロ向け市場に関して特定業務を委託する場合に講ずべき措置として、

- ① 特定業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる者と認められる者に委託するための措置
  - ② 発行者に対する受託者の独立性を確保するための措置
  - ③ 業務の実施状況の検証等、適切な監督を行い、必要な場合には違約金の徴収、委託の終了等を行うための措置
- 等を定める（第7条の3）。

#### (4) プロ向け市場における買付けの委託を行うことができる者

特定投資家等以外の者であってプロ向け市場において買付けの委託をすることができる者として

- ① 当該プロ向け市場に上場された有価証券の発行者、オーナー及び親会社等
  - ② 役職員持株会
- を定める（第63条の2）。

### 2. 金融商品取引所の業務範囲の拡大

金融商品取引所が認可を受けて市場開設することのできる取引として、算定割当量に類似するものを定める。（第9条の2）

## 1 2. 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正

### 1. 開示書類の不提出、虚偽記載等に係る課徴金の計算に関する事項

- (1) 継続開示書類の不提出に係る課徴金の計算における監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずるものとして、直前事業年度の日数が不提出に係る有価証券報告書の事業年度の日数に満たない場合で、かつ、直前事業年度の監査報酬額が400万円に満たない場合等を定める（第1条の2）。
- (2) その不提出が課徴金の対象となる臨時報告書に記載すべき投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事項として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項各号に定める事項等を定める（第1条の5）。
- (3) その他課徴金額の算定の基礎となる市場価額の算定方法等について定める。

### 2. 不公正取引に係る課徴金の計算に関する事項

- (1) 不公正取引に係る課徴金の計算における手数料等の額として、当該取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額等を定める（第1条の10、第1条の13、第1条の16、第1条の19、第1条の21）。
- (2) 不公正取引に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者として、違反者の親会社、子会社等を定める（第1条の11第1項、第1条の14第1項、第1条の17第1項、第1条の20第1項、第1条の23第1項及び第3項）。
- (3) 不公正取引に係る課徴金の計算における違反者と特殊の関係にある者として、違反者の親族等を定める（第1条の11第2項、第1条の14第2項、第1条の17第2項、第1条の20第2項、第1条の23第2項及び第4項）。
- (4) その他課徴金額の算定の基礎となる最低の価格に相当する価格等について定める。

### 3. 審判手続

- (1) 被審人又はその代理人が第一回審判期日前に違反事実等を証する資料の閲覧等を申し立てることを可能とする（第30条第4項）。
- (2) 課徴金の減算制度における当局への報告の方法等を定める（第61条の7）。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

### 1 3. 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正

#### 1. インサイダー取引規制における子会社及び連動子会社に係る軽微基準の創設

いわゆるインサイダー取引規制の対象となる「業務等に関する重要事実」のうち、子会社及び連動子会社の解散について一定の軽微基準を設ける（第 52 条第 1 項第 5 号の 2、第 2 項第 5 号の 2）。

#### 2. その他

プロ向け市場の制度の創設に伴い、所要の規定の整備を行う。

### 1 4. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正

#### 1. 投資信託等の多様化

##### (1) 金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外

金銭信託の例外とすることができる委託者指図型投資信託の範囲に関し、現物交換の可能な資産として、商品市場又は外国商品市場において上場されている商品であって、当該市場における現物決済が可能な取引に係るものを追加することとする（第 19 条）。

##### (2) 特定資産の価格等の調査

特定資産の価格等の調査を行う対象から、商品市場等に上場されている商品及び商品市場等において行う商品先物取引等に係る権利を除外するとともに、これら以外の商品の取引及び商品先物取引等について調査事項の詳細を規定することとする（第 22 条）。

##### (3) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

#### 2. いわゆるプロ向け市場の創設に係る規定の整備

いわゆるプロ向け市場の創設に伴い、所要の規定の整備を行う。

#### 3. 外国投資信託等の届出義務の緩和

適格機関投資家による外国投資信託等の外国市場等における売買に関し、外国投資信託等の届出を不要とする（第 94 条の 2、第 259 条の 2）。

### 1 5. 投資信託財産の計算に関する規則の一部改正

1. 投資信託の多様化に伴い、投資信託委託会社が作成しなければならない附属明細書及び運用報告書を追加することとする（第 57 条、第 58 条）。

2. その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 16. 投資法人の計算に関する規則の一部改正

投資法人の投資対象の多様化に伴い、資産運用報告及び附属明細書の内容を追加することとする（第73条、第80条）。

## 17. 銀行法施行規則の一部改正

### 1. 銀行の業務範囲

#### (1) 外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入

- ① 銀行が行うことができる外国銀行の業務の代理・媒介の範囲を以下のように定める（第13条の2）。
  - イ 委託元外国銀行が、当該銀行と親・子・兄弟関係にあること。
  - ロ 代理・媒介を行う外国銀行の業務が銀行の固有業務（預金等の受入れ・金銭の貸付け・為替取引）又は付随業務であること。
- ② 銀行が外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合の認可・届出手続に関し、所要の事項を定める（第34条の2～第34条の2の4）。
- ③ 銀行が外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合の認可の審査基準として以下のような事項を定める（第34条の2）。
  - イ 委託元外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有していること。
  - ロ 委託元外国銀行及びその親法人等の特殊の関係にある者の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、銀行法と実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。  
等
- ④ 銀行が届出により外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合として、委託元外国銀行が、当該銀行の子会社又は当該銀行を子銀行とする銀行持株会社傘下の銀行の兄弟会社である場合を定める（第34条の2の2）。
- ⑤ 銀行が行う外国銀行の特定預金等契約の締結の代理・媒介について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールに関し、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める（第34条の2の5～第34条の2の31）。
- ⑥ ⑤のほか、銀行による外国銀行の業務の代理・媒介の健全かつ適切な運営の確保及び顧客の保護のため、以下のような所要の事項を定める（第34条の2の32～第34条の2の46）。
  - イ 委託元外国銀行の業務又は財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備
  - ロ 複数の委託元外国銀行があり、同種の契約に係る手数料が当該複数の委託元外国銀行の間で異なる場合におけるその旨の説明
  - ハ 銀行が締結する契約との誤認防止のための説明
  - ニ 外国銀行の業務の代理・媒介を行う銀行としての優越的地位を不当に利用して顧客に不利

## 益を与える行為等の禁止 等

### (2) 現物決済を伴う商品デリバティブ取引の一部解禁

銀行の付随業務である金融等デリバティブ取引として、現行の差金決済による商品デリバティブ取引に加え、以下の要件をいずれも満たす場合における、商品の現物決済を伴う商品デリバティブ取引を定める（第13条の2の3）。

イ 決済の終了後に商品を保有することとならないこと。

ロ 商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

### (3) 排出量取引の解禁

銀行が、固有業務を妨げない限度において営むことができる業務として、算定割当量及びこれに類似するもの（いわゆる排出量）の取得・譲渡契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理を追加する（第13条の2の4）。

## 2. 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲

### (1) イスラム金融の解禁

銀行の子会社・兄弟会社が営むことができる金融関連業務として、金銭の貸付けと同視すべきいわゆるイスラム金融を追加する（第17条の3）。

### (2) リスク管理等に優れた銀行持株会社傘下の銀行の兄弟会社に対する商品現物取引の解禁

① リスク管理等に優れた銀行持株会社傘下の銀行の兄弟会社が営むことができる特例子会社対象業務として、商品現物取引を定める（第34条の19の3）。

② 銀行持株会社が特例子会社対象業務を営む会社を銀行の兄弟会社とすることの認可の審査基準として以下のような事項を定める（第34条の19の4）。

イ 申請時において申請をした銀行持株会社に係る連結自己資本比率及び当該銀行持株会社の子銀行に係る連結・単体自己資本比率がいずれも十分な水準にあり、特例子会社対象業務を営む会社を銀行の兄弟会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

ロ 申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、特例子会社対象業務を営む会社を銀行の兄弟会社とした後も当該銀行持株会社の子銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないこと。 等

③ 銀行持株会社が商品現物取引を営む会社を銀行の兄弟会社としている場合において、当該銀行持株会社の子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な要件を以下のよう

に定める（第34条の19の5）。

イ 当該商品現物取引を営む会社が業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額<sup>※</sup>を超えないこと。

ロ 商品の保管又は運搬のための施設を保有しないこと。

ハ 商品の精製、加工その他の処理を行わないこと。

※ 金融庁告示案において、当該銀行持株会社の連結自己資本の基本的項目（いわゆる Tier1）の額の5%を定める。

### 3. 銀行グループの議決権保有制限の例外措置

銀行又は銀行持株会社の議決権保有制限の例外措置の対象となる「新たな事業分野を開拓する会社」（いわゆるベンチャービジネス会社）又は「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」（事業再生を行う会社）の範囲を以下のように定める（第17条の2）。

#### （1）新たな事業分野を開拓する会社

現行の要件の一つである設立5年未満を設立10年未満とする。

#### （2）経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社

新たに以下のいずれかの会社に該当する非上場の株式会社を追加する。

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する「経営革新計画」の承認を受けている会社
- ② 産業活力再生特別措置法に規定する「事業再構築計画」等の認定を受けている会社
- ③ 民事再生法に規定する「再生計画」の認可を受けている会社
- ④ 会社更生法に規定する「更生計画」の認可を受けている会社
- ⑤ 銀行等が債権放棄、デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）又はデット・デット・スワップ（債務の劣後ローン化）のいずれかを行うことを内容とする合理的な経営改善計画を実施している会社

### 4. その他

（1）銀行の出張所の設置・位置の変更に係る事前届出制を事後届出制とする（第9条、第35条）。

（2）銀行代理業の許可の申請書の記載事項から、申請者と親・子・兄弟関係にある法人等であって、外国においてのみ活動する法人等の商号（名称）、主たる営業所（事務所）の所在地、代表者の氏名（名称）及び業務の種類を除外する（第34条の32）。

## 18. 長期信用銀行法施行規則の一部改正

長期信用銀行の業務範囲等について、「17. 銀行法施行規則の一部改正」1～4に準じた改正を行う。

## 19. 信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令案の概要

信用金庫又は信用金庫連合会の業務範囲等について、「17. 銀行法施行規則の一部改正」1、2

（1）、3、4に準じた改正を行う。

## 20. 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する

## る内閣府令の一部改正

信用協同組合又は信用協同組合連合会の業務範囲等について、「17. 銀行法施行規則の一部改正」1(2)・(3)に準じた改正を行う。

### 2 1. 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正

信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社・兄弟会社の業務範囲等について、「17. 銀行法施行規則の一部改正」2(1)、3、4に準じた改正を行う。

### 2 2. 保険業法施行規則の一部改正

#### 1. 保険会社の業務範囲

##### (1) 現物決済を伴う商品デリバティブ取引の一部解禁

保険会社の付随業務である金融等デリバティブ取引として、現行の差金決済による商品デリバティブ取引に加え、以下の要件をいずれも満たす場合における、商品の現物決済を伴う商品デリバティブ取引を定める(第52条の3)。

- ① 決済の終了後に当該商品を保有することとならないこと。
- ② 商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

##### (2) 排出量取引の解禁

保険会社が、固有業務を妨げない限度において営むことができる業務として、算定割当量及びこれに類似するもの(いわゆる排出量)の取得・譲渡契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理を追加する(第52条の4の2)。

#### 2. 保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲

##### (1) イスラム金融取引の解禁

保険会社の子会社・兄弟会社が営むことができる金融関連業務として、金銭の貸付けと同視すべきいわゆるイスラム金融取引を追加する(第56条の2)。

#### 3. 保険会社グループの議決権保有制限の例外措置

保険会社又は保険持株会社の議決権保有制限の例外措置の対象となる「新たな事業分野を開拓する会社」(いわゆるベンチャービジネス会社)又は「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」(事業再生を行う会社)の範囲を以下のように定める(第56条)。

##### (1) 新たな事業分野を開拓する会社

現行の要件の一つである設立5年未満を設立10年未満とする。

##### (2) 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社

新たに以下のいずれかの会社に該当する非上場の株式会社を追加する。

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する「経営革新計画」の承認を受けている会社
- ② 産業活力再生特別措置法に規定する「事業再構築計画」等の認定を受けている会社
- ③ 民事再生法に規定する「再生計画」の認可を受けている会社
- ④ 会社更生法に規定する「更生計画」の認可を受けている会社
- ⑤ 保険会社等が債権放棄、デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）又はデット・デット・スワップ（債務の劣後ローン化）のいずれかを行うことを内容とする合理的な経営改善計画を実施している会社

#### 4. その他所要の規定の整備

### 23～33

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年法律第65号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。